

工事請負契約の一部を変更することについて

平成27年第2回市議会定例会の議決を経て締結した徳山駅ビル外解体工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成27年12月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

契約金額「¥308,880,000-」を「¥341,815,680-」とする。

(参 考)

変 更 概 要

1 工 事 名

徳山駅ビル外解体工事

2 変 更 箇 所

(1) アスベスト処分の増加

(2) J R ホーム内作業に関する工事時間の変更

昼間工事の一部を夜間工事に変更

工事請負契約の締結について

下記により工事請負契約を締結することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成27年6月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

- 1 工 事 名 徳山駅ビル外解体工事
- 2 工 事 場 所 周南市御幸通2丁目28番地内
- 3 工 期 本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から
平成28年2月26日まで
- 4 契 約 金 額 ￥308,880,000-
- 5 請 負 者 広成建設・洋林建設特定建設工事共同企業体
代表者
下関市幡生宮の下町8番12号
広成建設株式会社山口支店
執行役員支店長 安田 憲彰
- 6 契 約 の 方 法 条件付一般競争入札